

一般教育訓練給付金制度厚生労働大臣指定講座

●一般教育訓練給付金制度とは

働く人の「雇用安定」と「再就職」の促進を図ることを目的とした、雇用保険の給付制度です。

本校では「中型免許」「牽引免許」「大型特殊免許」を取得の際、この制度をご利用頂けるよう厚生労働大臣の指定を受けております。

**中型/けん引/大型特殊
免許取得をお考えの方！**

教育訓練費用の **20%** に相当する額が
ハローワークから支給されます！

※1 中型免許取得講座
普通MT免許又は準中型5t限定免許をお持ちの方

※2 けん引/大型特殊免許取得講座
普通免許をお持ちの方

●給付金受給資格

- 1.雇用保険の被保険者で、支給要件期間が3年以上ある方。(初めて給付金の支給を受ける方は、支給要件期間が1年以上あれば可能です。)
 - 2.被保険者資格を喪失した日(離職日の翌日)以降、受講開始日までが1年以内で支給要件期間が3年以上ある方。
- ・受給資格の有無については、ご本人様の住所を管轄するハローワークにて支給要件照会が可能です。ご不明な点はお問い合わせください。

～申請から受給の流れ～

